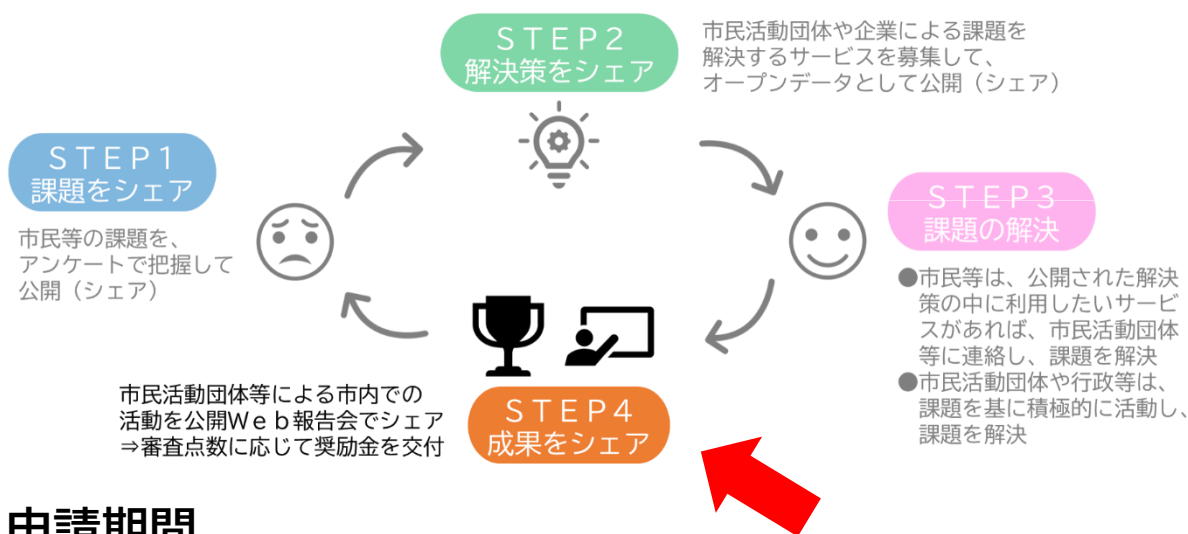


# Share FUCHU Project

## 【新型コロナウイルス感染症対策市民協働事業】

### 奨励金募集要領

～ Thank you for your kindness ～



### 申請期間

令和2年6月30日から令和3年3月9日まで

### 事業実施対象期間

令和2年1月1日から令和3年2月28日までの取り組み

#### 問合せ先

府中市市民協働推進部 協働推進課

〒183-0056 府中市寿町1-5

電話：042-335-4414 FAX：042-365-3595

E-mail：fnpov@city.fuchu.tokyo.jp

令和2年9月3日改訂

# 1 Share FUCHU Project とは

新型コロナウイルス感染症により生じた地域課題を市民協働で解決するために、「課題」や「解決策」を市民や市民活動団体、企業、行政等から募集し、ホームページ等で公開することによって、セクターを超えた課題解決を目指すための取組みです。

# 2 Share FUCHU Project 奨励金交付事業とは

事前に「解決策」として提案された事業のうち、市民活動団体等の非営利団体が実際に市内で事業を実施し、成果があったものについて、奨励金を交付することにより、既に事業を実施している団体等に市民からの感謝の意を示すとともに、新たな課題解決事業の促進を目指すための制度です。

# 3 対象団体

次の要件を全て満たす団体が対象となります。

| 対象団体                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 次のいずれかの団体であること。<br>ア 市民活動団体（地域貢献活動又は社会貢献活動を実施している、構成員が3名以上の非営利の団体）<br>イ 特定非営利活動法人<br>ウ 公益社団法人及び一般社団法人<br>エ 公益財団法人及び一般財団法人 |
| (2) 適正な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。                                                                                           |
| (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。                                                                                                    |
| (4) 公序良俗に反しないこと。                                                                                                              |
| (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。                              |
| (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体又はその役職員若しくは構成員の統制下でないこと。                                            |

# 4 奨励金交付の対象事業

次の要件を全て満たす事業が対象となります。

| 対象事業                                           |
|------------------------------------------------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により生じる地域課題を解決することを目的としていること |

- (2) 各月の奨励金応募受付期間の最終日時点で Share FUCHU Project における「解決策オープンデータ」(7 応募方法 (1) 解決策の提案 エ 解決策オープンデータ) に掲載されていること
- (3) 令和2年1月1日以降に実際に府中市内で実施した事業であること(申請日時点で事業が終了しているものも対象となります。)
- (4) 過去に、同一期間で当事業の奨励金の交付を受けていないこと(事業実施期間が重複しない場合は、同一の事業であっても複数回の申請が可能です。)
- (5) 政治活動、宗教活動又は公序良俗に反する活動ではないこと

## 5 奨励金額

審査の点数及び順位に応じて、奨励金額を決定します。(審査の詳細については後述します。)

| 奨励金額 | 月ごとの最大交付件数 | 審査点数  |
|------|------------|-------|
| 10万円 | 1件         | 22点以上 |
| 5万円  | 3件         | 16点以上 |
| 1万円  | 5件         | 13点以上 |

※ 同一団体、同一事業について複数月に申請し、奨励金交付を受けることは可能です。ただし、過去に奨励金の交付を受けた事業については、奨励金交付の対象となった事業実施期間の活動成果に対して、期間を重複して奨励金の交付を申請することができませんのでご注意ください。例えば、7月の申請で6月分までの事業を報告し奨励金の交付を受けた場合、8月に申請できるのは7月分の事業のみになります。(6月分までの事業は、重複するため申請ができません。)

## 6 奨励金交付のながれ

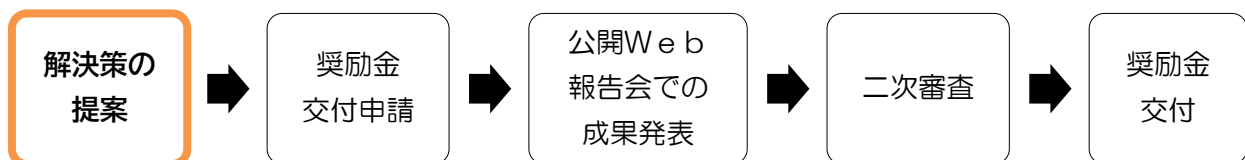
次のスケジュールで実施予定です。応募受付期間及び審査日程についての確定日付については、随時市ホームページ等でお知らせします。

| 申請月 | 応募受付期間(予定)              | 公開Web報告会<br>※原則第2土曜日(予定) | 奨励金交付       | 対象事業         |
|-----|-------------------------|--------------------------|-------------|--------------|
| 7月  | 6月30日(火)から<br>7月7日(火)まで | 7月11日(土)<br>午前9時30分~正午   | 8月中旬頃までに交付  | 6月末までに実施した事業 |
| 8月  | 7月28日(火)から<br>8月4日(火)まで | 8月8日(土)<br>午前9時30分~正午    | 9月中旬頃までに交付  | 7月末までに実施した事業 |
| 9月  | 9月1日(火)から<br>9月8日(火)まで  | 9月12日(土)<br>午前9時30分~正午   | 10月中旬頃までに交付 | 8月末までに実施した事業 |
| 10月 | 9月29日(火)から              | 10月10日(土)                | 11月中旬頃      | 9月末までに       |

|     |                           |                         |                 |                   |
|-----|---------------------------|-------------------------|-----------------|-------------------|
|     | 10月6日（火）まで                | 午前9時30分～正午              | までに交付           | 実施した事業            |
| 11月 | 11月3日（火）から<br>11月10日（火）まで | 11月14日（土）<br>午前9時30分～正午 | 12月中旬頃<br>までに交付 | 10月末までに<br>実施した事業 |
| 12月 | 12月1日（火）から<br>12月8日（火）まで  | 12月12日（土）<br>午前9時30分～正午 | 1月中旬頃ま<br>でに交付  | 11月末までに<br>実施した事業 |
| 1月  | 12月29日（火）から<br>1月5日（火）まで  | 1月9日（土）<br>午前9時30分～正午   | 2月中旬頃ま<br>でに交付  | 12月末までに<br>実施した事業 |
| 2月  | 2月2日（火）から<br>2月9日（火）まで    | 2月13日（土）<br>午前9時30分～正午  | 3月中旬頃ま<br>でに交付  | 1月末までに<br>実施した事業  |
| 3月  | 3月2日（火）から<br>3月9日（火）まで    | 3月13日（土）<br>午前9時30分～正午  | 4月中旬頃ま<br>でに交付  | 2月末までに<br>実施した事業  |

※ 本事業は、今年度限りの事業となります。

## 7 応募方法



### (1) 解決策の提案

#### ア 対象事業

次の要件を全て満たす事業

- (ア) 新型コロナウイルス感染症により生じた地域課題を解決する事業（市でとりまとめる課題以外の課題を解決する事業も対象となります。）
- (イ) 既に府中市内で実施済の事業または近日中に新たに実施する予定の事業

#### イ 応募内容

- (ア) 連絡用メールアドレス（必須・非公開）
- (イ) 団体・企業名（必須・公開）
- (ウ) 団体・企業 URL（任意・公開）
- (エ) 属性（必須・公開）
- (オ) 担当者名（任意・非公開）
- (カ) 電話番号（任意・非公開）
- (キ) 新型コロナウイルス感染症により生じた地域課題（必須・公開）
- (ク) 解決策の概要（必須・公開）
- (ケ) 解決策の詳細（必須・公開）
- (コ) 解決策の KPI 設定（目標数値）（任意・公開）
- (カ) 分野（必須・公開）

- (シ) キーワード（任意・公開）
- (ス) メールアドレス（任意・公開）

ウ 応募方法

原則、電子申請サービスからご応募ください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=Covid19kaiketu>



電子申請サービスの利用ができない場合は、所定の様式（府中駅北第2庁舎3階協働推進課、市民活動センタープラッツに用意します。ホームページから様式をダウンロードすることも可能です。）をメール、FAX 又は郵送で協働推進課にご提出ください。

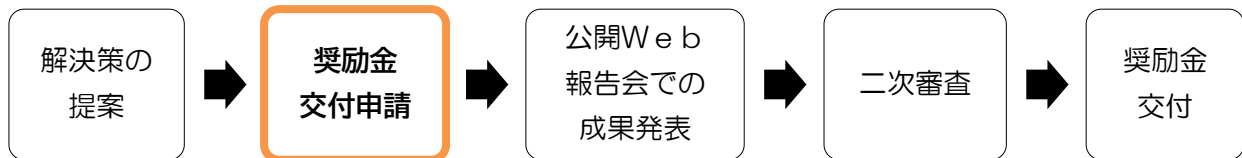
メールアドレス：fnpov@city.fuchu.tokyo.jp

FAX：042-365-3595

郵送先：〒183-0056 府中市寿町1-5

エ 解決策オープンデータへの掲載

応募のあった解決策のうち、要件を満たすものについて、オープンデータとしてホームページ等に公開します。



(2) 奨励金交付申請

ア 申請内容

- (ア) 団体名・団体種別
- (イ) 事業内容・事業実施期間
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症により生じた地域課題
- (エ) 事業実施期間における事業実績（事業実施の成果、KPIの進捗状況等）
- (オ) 代表者名
- (カ) 住所
- (キ) メールアドレス
- (ク) 電話番号
- (ケ) 公開Web 報告会参加者氏名（2人まで）

イ 申請方法

原則、電子申請サービスからご応募ください。（各月先着20団体まで）

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=Covid19shoreikin>



申請のスケジュールについては、「6 奨励金交付のながれ」をご覧ください。

電子申請サービスの利用ができない場合は、所定の様式（府中駅北第2庁舎3階協働推進課、市民活動センタープラッツに用意します。ホームページから様式をダウンロードすることも可能です。）をメール、FAX 又は郵送で協働推進課にご提出ください。

メールアドレス：fnpov@city.fuchu.tokyo.jp

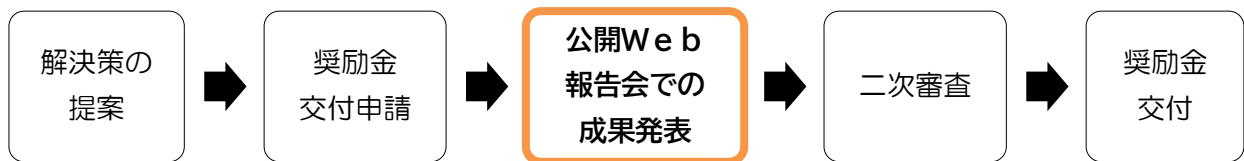
FAX：042-365-3595

郵送先：〒183-0056 府中市寿町1-5

#### ウ Web 報告会の日程連絡

後日、市から申請者に対してWeb 報告会の発表時間をご連絡します。発表時間については、原則申請のあった順に後ろから設定予定です。

日程については、原則申請月の第2土曜日午前9時半から正午までを予定しています。



### (3) 公開Web 報告会での成果発表

#### ア 公開Web 報告会当日のスケジュール

9：30～ 全体説明

9：40～ 発表（各団体5分間、準備1分間）×20団体

11：45～ 一般観覧者による投票開始

11：50～ 投票締切・結果発表

12：00～ 報告会終了・参加者による自由交流時間

12：30 完全終了

※ Web 報告会の日程については、「6 奨励金交付のながれ」をご覧ください。

#### イ 報告内容

(ア) 団体名

(イ) 事業内容・事業実施期間

(ウ) 新型コロナウイルス感染症により生じた地域課題

(エ) 事業実施期間における事業実績（事業実施の成果、KPIの進捗状況等）

## ウ 報告方法

- (ア) Web会議システム（Zoomを想定しています。）を活用して報告発表をしていただきます。使い方が分からない場合や、Web会議システムを利用することが困難な場合はサポートいたしますので、ご相談ください。
- (イ) 1団体あたり5分以内で「イ 報告内容」について発表していただきます。発表の形式はお任せいたします。画面共有により、資料を画面上に表示することも可能です（やり方が分からない場合は、ご相談ください。）。
- (ウ) 1団体あたり、Zoomにご参加いただけるのは2名までとさせていただきます。
- (エ) 発表に当たっては、オンライン上で一般公開することから、必ず個人情報保護にご留意ください。事業の利用者の情報や写真等を発表する場合は、必ず発表することの許諾を得るようにしてください。

## エ 一般観覧者・投票者

公開Web報告会の発表者及び事前に申込みのあった観覧登録者のみ、Web報告会への参加と投票が可能です。また、二重投票を避けるため、投票ができるのは画面上にご自身の姿を映している方のみとなります。（画面オフしている場合は、投票ができません。）

公開Web報告会の観覧申込みは、原則、電子申請サービスをご利用ください。

（各回先着50名まで。受付開始は各申請月の1日から。）

（公開Web報告会の発表者2名については、観覧申込みは不要です。）

[http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/shiminkyoudou/kyodotorikumi/sharefuchu/ShareFUCHU\\_houkoku.html](http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/shiminkyoudou/kyodotorikumi/sharefuchu/ShareFUCHU_houkoku.html)



電子申請サービスの利用ができない場合は、協働推進課までご相談ください。

電話：042-335-4035

メールアドレス：fnpov@city.fuchu.tokyo.jp

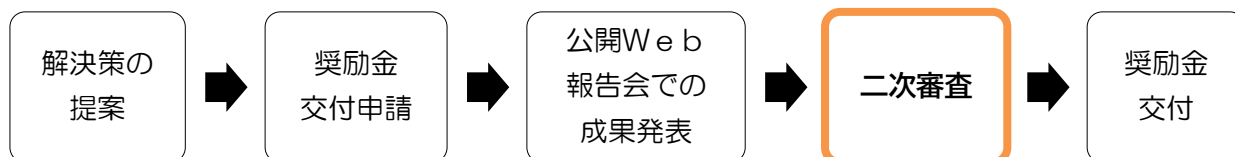
## オ 投票・一次審査の得点

投票者による投票は、当日報告があった事業のうち、「応援したい、奨励金交付に賛成」と思う事業について、投票していただきます。投票数に制限はなく、複数の事業への投票が可能です。

投票の結果、得票数に応じて1～9位を決定し、一次審査の結果として1～9点が得点されます（1位：9点、2位：8点、3位：7点、4位：6点、5位：5点、6位：4点、7位：3点、8位：2点、9位：1点）。得票数が同じ場合は、同順位・同得点とし、次の順位を欠番とします。

#### カ 動画のホームページ公開

公開Web報告会で発表した内容は、活動内容や奨励金交付審査の内容をシェア（共有）し、透明性を高めるため、発表団体からの希望に応じて市ホームページ等で動画を公開します（動画の公開を希望しない場合は、掲載しません。）。



#### (4) 二次審査

##### ア 対象事業

公開Web報告会にて報告を実施した事業（10位以降の事業も対象となります。）

##### イ 審査の内容・二次審査の得点

事業ごとに、次の観点から審査を行い、(ア)~(ウ)の合計点を二次審査の得点とします。

| 審査項目                                      | 審査の視点（ポイント）                                                                                                                                                                                                                     | 最大得点 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (ア) 新型コロナウイルス感染症の流行期及び終息後の府中市民の生活への影響の大きさ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施により、新型コロナウイルス感染症により生じた府中市民及び地域の課題の解決にどの程度成果をあげたか。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症特有の地域課題を明確にとらえているか。</li> <li>・ 事業実施により目指した課題解決の目標やKPIの達成状況はどうか。</li> </ul>                                | 9点   |
| (イ) 公益性の高さ・革新性                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の人々の利益ではなく、不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながったか。</li> <li>・ 市民や地域のニーズを的確にとらえているか。</li> <li>・ 課題解決につながる事業内容となっているか。</li> <li>・ 新しい視点と創意により組み立てられた事業か。</li> <li>・ 事業の発展性や将来性が期待されるか。</li> </ul> | 9点   |
| (ウ) 一次審査の得点                               | ※一次審査の得点がそのまま反映されます。                                                                                                                                                                                                            | 9点   |
| 合計                                        |                                                                                                                                                                                                                                 | 27点  |

##### ウ 審査員

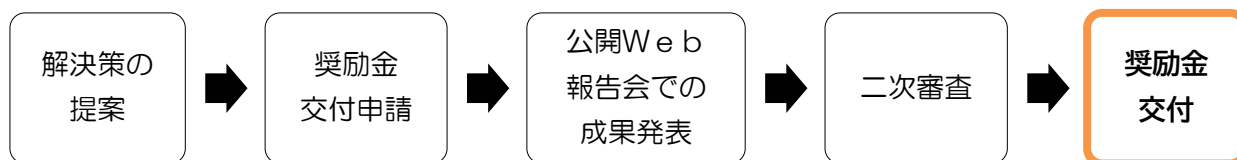
審査は、府中市市民協働推進委員会の委員が実施します。

##### エ 奨励金の交付額の決定

「イ 審査の内容・二次審査の得点」による点数が大きい順に、月ごとの交付件数の範囲内で奨励金額を決定します。ただし、奨励金額ごとに二次審査の点数の要件がありますので、要件を満たす事業がない場合は、月ごとの交付件数を下回る場合があります。



- (ア) 10万円 月ごとの交付件数：1件 二次審査の点数要件：22点以上
- (イ) 5万円 月ごとの交付件数：3件 二次審査の点数要件：16点以上
- (ウ) 1万円 月ごとの交付件数：5件 二次審査の点数要件：13点以上



## (5) 奨励金交付

### ア 交付決定通知

審査の結果、奨励金の交付を決定した団体には、後日郵送にて通知いたします。また、その際に請求書の様式も同封します。なお、不交付の団体には通知はいたしません。

奨励金の交付を決定した事業については、随時ホームページに掲載いたします。

### イ 奨励金交付の請求

交付の決定を受けた団体は、指定された期日までに請求書を府中市協働推進課までご提出ください。

### ウ 奨励金の振込

請求内容を確認後、問題がなければ原則請求日の約2週間後に奨励金の振込処理を実施します。

## 8 事業のPR

解決策オープンデータに掲載された事業を実施する団体に対しては、Share FUCHU Project のロゴデータをメールにて提供いたしますので、事業実施に当たり、作成するチラシ、ポスター、冊子、看板等にご自由にご活用ください。

## 9 留意事項

- (1) 奨励金交付申請に係る事項は、本事業の目的・趣旨の範囲で、協働事業の具体的な事例として、個人情報を除き、市ホームページ等で事例としてご紹介させていただきます。
- (2) 事業実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。
- (3) 既に奨励金の交付を受けた者が、偽りその他の不正の手段により奨励金の交付を受けたと判明したときは、当該奨励金の全部又は一部を返還していただきます。